

障がい者雇用率の概要

	算定の基礎となる 職員の数（※１）	障がい者である 職員の数（※２）	実雇用率 （※３）	法定雇用率
令和6年6月1日時点	1,121 人 教育委員会：196人 教育委員会以外：925人	35.5人 (29 人)	3.17%	2.80%

（※１）「算定の基礎となる職員の数」とは常勤職員及び非常勤職員のうち、１年を超えて引き続き任用することが見込まれる者の数である。このうち、短時間勤務職員（１週間の勤務時間が２０時間以上３０時間未満の職員。以下同じ。）は１人をもって０．５人とみなす。また、１週間の勤務時間が２０時間未満の職員については、当該調査の対象とはならない。

（※２）「障がい者である職員の数」とは身体障がい者数、知的障がい者数および精神障がい者数の計である。また、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者および重度知的障がい者については、法律上１人を２人相当として算出し、短時間勤務職員である重度身体障がい者および重度知的障がい者については、法律上１人を０．５人相当として算出している。なお（）内は、実際に雇用している人数である。

（※３）「実雇用率」は小数点以下第３位を四捨五入した数である。